

物資供給契約約款

(総則)

第1条 発注者公益財団法人よこはま学校食育財団（以下「甲」という。）及び供給人（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、規格書、納入先一覧表等関連資料等をいう。）に従い、関係法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする物資の供給契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の物資を納入期限内に納入し、甲は、その契約代金を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第2条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約代金を含むもの)

第3条 契約代金には、こん包、運送に要する費用を含むものとする。

(仕様書等の疑義)

第4条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、遅滞なく、甲に通知し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の規定により指示を求められたときは、直ちに仕様書等の疑義を調査しなければならない。

3 甲は、前項の調査の結果必要があると認めるときは、第6条の規定により仕様書等を変更し、契約書の内容を変更することができる。

(納入期限の延期)

第5条 乙は、天災地変その他の正当な理由により納入期限までに納入を完了できないときは、その理由を明示した書面により、甲に納入期限の延長を申請することができる。

2 甲は、前項の申請があったときは、その事実を審査し、正当な理由があると認められるときは、甲乙協議して必要な措置を講ずることとする。

(契約の変更)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、契約代金額、納入期限その他の契約書の内容を変更することができる。

2 甲は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、納入期限、納入場所その他契約書の内容の変更を乙に通知して、契約書を変更することができる。

3 前2項の規定による契約書の内容の変更については、甲乙協議して定める。

(納入及び受領検査)

第7条 乙は、物資を納入しようとするときは、納品書を持参し、物資を仕様書等による納入先に、一括又は分割して引き渡し、納入先による受領検査を受けなければならない。

2 受領検査の結果、物資が不合格となったときは、乙の自己の費用をもって遅滞なく不合格となった物資を引き取り、数量の追加及び代替品による納入等の適切な処置をとらなければならない。

3 甲は、乙が不合格となった物資を引き取らない場合は、当該物資の保管の責めを負わないものとする。

(所有権の移転)

第8条 物資の所有権は、前条の受領検査の、当該物資を合格と認めるときをもって横浜市に移転するものとする。

(所有権移転前の物資に対する損害の負担)

第9条 所有権移転前に生じた一切の損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じたものは、この限りでない。

(値引き受領)

第10条 納入された物資が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないが、仕様書等との相違が軽微で、かつ、使用上支障のない場合、受領検査に合格したものとみなして、契約代金から相当分を値引して、納入先で受領することができる。

(契約代金の支払い)

第11条 契約代金は、物資の全部について、受領検査に合格した後に、乙の請求によって支払うものとする。

2 契約代金の支払期限は、適法な支払請求書を受領した日から起算して30日以内とする。

3 前2項の規定は、甲が物資の分割納入を認め、当該分割分の契約代金相当額を支払うこととされている場合に準用する。

(談合等不正行為に対する措置)

第12条 乙は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 乙又は乙を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第2項の事業者団体(以下「供給者等」という。)が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、供給者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消されたときを含む。)

(2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令(独占禁止法第51条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。)により、供給者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、供給者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合(この契約が示された場合を除く。)において、当該期間にこの契約の入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による物品の納入が完了した後においても同様とする。

(甲の解除権)

第 13 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により納入期限（第 7 条第 1 項に基づき分割して納入を認めた物資においては当該分割納入物資に係る納入期限）までに納入することができないとき又は納入期限経過後相当の期間内に物資を納入する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (2) 契約の履行につき不正な行為があったとき。
- (3) 契約の履行に当たり、正当な理由がなく、甲の職員の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。
- (4) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (5) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (6) 前各号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (7) 第 16 条第 1 項の規定によらないで、乙がこの契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合においては、乙は、契約代金額（履行済部分があるときは相応する契約代金相当額を控除した額）の 10 分の 1 以内において、甲の定める額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 本条第 1 項の規定により、この契約が解除された場合においては、乙は、甲が被った損害（代替品の購入費用及びその調達に要した人件費並びに甲が納入先から納入遅滞等の理由により損害賠償請求を受けた場合の当該損害額を含む。）を賠償しなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

4 本条第 2 項に定める違約金は違約罰とし、前項に定める損害賠償の請求を妨げない。

5 本条第 1 項に定める場合が、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、この契約を解除することができない。

第 14 条 甲は、この契約に関して、乙が第 12 条第 1 項に該当する場合は、この契約を解除することができる。

第 15 条 甲は、物品の納入が完了しない間は、第 13 条第 1 項及び前条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(乙の解除権)

第 16 条 乙は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第 6 条の契約の内容の変更により、契約代金額が 3 分の 2 以上増減したとき。
- (2) 甲の責めに帰すべき理由により、物資を納入できない状態が相応の期間にわたるとき。
- (3) 甲がこの契約に違反し、その違反によって物資の納入が不可能になったとき。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

3 第 16 条第 1 項に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、この契約を解除することができない。

(解除に伴う措置)

第 17 条 甲は、前 2 条の規定により契約が解除された場合においては、第 7 条の規定に基づき引渡しを受けた物資がある場合は、納入先の受領検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金相当額を、第 11 条の規定により支払うものとする。

(概算数量契約)

第 18 条 契約書記載の物資の数量が、概算数量として契約されている場合(以下本条において「概算数量契約」という。)において、第 3 条中「契約代金」を「契約書記載の単価」に、第 6 条及び第 13 条中「契約代金額」を「単価に確定した数量を乗じた金額に消費税相当額を加算した額」と読み替えて、この規定を準用する。

2 乙は、当該概算数量契約において、変動する数量が契約書記載の数量よりも大幅に下回ることが明らかな場合、第 4 条の規定に基づいて、甲に通知し、指示を受けなければならない。

3 甲は、変動数量が契約書記載の数量よりも大幅に下回ると予測した場合において、その旨を乙に通知し、当該概算数量契約の内容について、甲乙協議して確認をしなければならない。

4 甲は、次のとおり発注数量変更の措置を行うことができる。

(1) 小学校等給食

ア 全物資共通

次の事由の場合は、給食実施日の 4 日(中 3 日)前まで発注数量の変更ができる。

(ア) 実施人員を変更する場合

(イ) 牛乳については、アレルギー対応を要する場合

(ウ) 義務教育学校後期課程の昼食食材の発注をする場合

イ パン、米飯及び牛乳

牛乳は、給食実施日の 3 日(中 2 日)前まで、パンは、給食実施日の 2 日(中 1 日)前まで、米飯は、給食実施日の 1 日(中 0 日)前まで、感染症の流行などを理由として発注数量の変更ができる。

(2) 中学校給食

全物資について、実施人員を変更する場合は、給食実施日の 7 日(中 6 日)前まで発注数量の変更ができる。

5 荒天時について、乙は次の通り対応する。

(1) 小学校等給食

ア 警報等

小学校、義務教育学校及び特別支援学校においては当日の午前 6 時の時点で、特別警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報または降灰予報が発表継続中の場合、全市一斉休校となるため、次のとおり対応することとする。

(ア) 物資納入は中止する。ただし、当該物資については、納入したものとみなす。

(イ) 既に納入した物資については、パン及び米飯を除き回収しない。

イ 計画運休

鉄道会社の計画運休のみを理由とした全市一斉の休校は原則行わないが、市内鉄道会社全社(JR 線、東急線・みなとみらい線、京急線、相鉄線、市営地下鉄線、横浜シーサイドライン)の計画運休が判明した場合には、全市一斉休校となるため、本条本項アと同様の対応とする。

(2) 中学校給食

給食の調理工場または中継配送センター(以下「調理工場等」という。)の立地市域において、

特別警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報、降灰予報（以下「各種警報」という。）が発令された場合、当該調理工場等への物資納入を一時中断する。

それ以降の物資納入の要否については、乙の輸送体制や調理工場での受け入れ状況を確認したうえで、教育委員会事務局と甲において協議を行い、物資納入日の15時までに判断することとする。なお、給食提供が中止となった場合は、次のとおり対応することとする。

ア 中継配送センターへ既に納品された物資については、乙が回収を行う。中継配送センターは、乙の物資の引き取りまでの間、物資を保管する。

イ 調理事業者へ既に納品された物資については、乙による回収は行わない。教育委員会事務局において、当該物資の処分方法を決定する。

ウ 学校へ牛乳・はっ酵乳が納品されている場合には、給食再開日の分として繰り越して使用できるかどうかを、教育委員会事務局と甲で協議のうえ、乙と調整する。

（疑義の解決）

第19条 この契約書に定める条項その他について疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

（補則）

第20条 この約款に定めのない事項については、公益財団法人よこはま学校食育財団契約要綱及び公益財団法人よこはま学校食育財団物資供給契約に係る契約違反、賄賂及び不正行為等に関する入札参加停止等措置要綱の定めるところによるほか、必要に応じて甲乙協議して定める。